



弁護士 近藤 智仁

家族法改正と離婚後の共同親権



今春より新たに導入された、離婚の際の共同親権について教えてください。

- A. 1. これまで未成年の子がいる場合の離婚では、父母のどちらか一方のみが親権者となる「単独親権」しか認められていませんでした(旧民法第819条)。

しかし、令和8年(2026年)4月1日(以下、「施行日」と言います)の改正法施行により、離婚後も父母の双方が親権者となる「共同親権」が新たな選択肢として加わり(民法第819条1項・2項)、離婚届出書の様式には「共同親権」欄が追加されました。

未成年の子がいる場合、離婚届提出時には親権者を記載しなければ原則として受理されないことは改正前と同様ですが(民法第765条1項1号)、「離婚自体には合意しているが、親権で揉めている」という場合、家庭裁判所に親権者指定の調停や審判を申し立てていることを条件に、親権者を定めまいまま先に離婚届を提出し、受理してもらうことも可能になりました(民法第765条1項2号)。これにより、親権争いのために離婚成立が長期化することを回避することができるようになりました。

2. この「共同親権」は、離婚後も父母が協力して子育てに関わり、進学などの重要事項を冷静に話し合える信頼関係が残っている場合に適しています。

一方で、当事者の一方が調停等で「共同親権にしたい」と希望していても、相手からDVや子どもへの虐待があった場合、父母の対立が極めて激しく、共同で意思決定をさせることが「子の心身に害を及ぼす」と判断された場合等は、家庭裁判所の判断で強制的に「単独親権」が指定されます(民法第819条7項)。

なお、父母の一方が単に「感情的に関わりたくない」という理由だけでは単独親権が認められるとは限らず、あくまで「子の利益」の観点から慎重に判断されます。

3. 次に、共同親権下で「できること」「できないこと」について説明します。

共同親権を選んだ場合、進学先の選定や転校、大きな病気の手術、転居などの「重要事項」は、父母で話し合って決めるのが原則です。

しかし、同居して日常の世話をする親は、元配偶者の同意がなくても、次のことは自分の判断だけで決定できます(民法第824条の2)。

- 日常の世話や教育(日常の行為): 日々の食事・世話、一般的な通院・習い事やその送迎、課外活動への参加承諾など、生活に密着した事柄。
- 急迫の事情があるとき: 緊急の手術が必要な場合や、DV等から逃れるための緊急避難、入学手続きの期限が切迫している場合など。

つまり、離れて暮らす親は、進学等の重要事項には関与できますが、このような「日常的な事柄」についてまで過度に干渉して決定を妨害することはできません。トラブルを未然に防ぐためにも、離婚時には監護の分担について取り決めておくことが望ましいでしょう(民法766条1項)。